

令和7年度

城南市民センター運営審議会

◆日時 令和7年 10月15日(水) 13:30~14:30

◆場所 城南市民センター 3階 第1・2会議室

《 次 第 》

1 開会

2 館長あいさつ

3 議事

(1) 協議・報告事項

議題1 令和6年度 市民センターの利用状況について

議題2 令和6年度及び令和7年度指定管理者事業について

(2) その他

4 閉会

(資料目次)

- ・福岡市立城南市民センター運営審議会委員名簿 (P3)
- ・議題1 令和6年度 市民センターの利用状況について (P4~P5)
- ・議題2 令和6年度及び令和7年度指定管理者事業について (P6~P8)

(参考資料)

- ・福岡市立城南市民センター運営審議会要綱 (P9)
- ・福岡市立城南市民センター運営審議会傍聴要領 (P10)
- ・市民センター運営方針 (P11)

福岡市立城南市民センター運営審議会委員名簿(敬称略)

任期:令和8年6月30日まで

委嘱区分	氏名	役職名	備考
学校教育 関係者	ちよう かつひろ 長 克洋	福岡市立城南小学校 校長	
	こだま さとし 児玉 聡	福岡市立片江中学校 校長	
社会教育 関係者	やまさき りゅうじ 山崎 龍二	城南区人権啓発連絡会議 副会長	
	かねこ まさひで 金子 雅英	南片江校区自治協議会 会長	副委員長
	おおにし みつこ 大西 みつ子	城南区男女共同参画連絡会金山校区 副会長	
	えんどう かずよし 遠藤 和良	片江公民館 館長	
家庭教育 関係者	こむら あゆみ 古村 亜由美	城南区主任児童委員連絡会 代表	
学識経験者	そえだ よしふみ 添田 祥史	福岡大学人文学部 教授	委員長

市民局生涯学習課職員名簿

氏名	役職
やまもと たけし 山本 武史	課長 ※教育委員会市民センター館長を兼務
やました たまみ 山下 珠美	市民センター第2係長
ながた たくひさ 永田 卓久	主査(社会教育担当) ※教育委員会市民センター主任社会教育主事を兼務
さかぐち みちこ 坂口 道子	市民センター第2係 係員

城南市民センター指定管理者

指定管理者	九電ビジネスフロント・九州メンテナンス JV
(代表企業)	株式会社 九電ビジネスフロント
(構成員)	九州メンテナンス 株式会社

議題1 令和6年度 市民センターの利用状況について

◆ 施設別利用状況

施設	年度	令和6年度		令和5年度		令和4年度	
	開館日数	347日		347日		345日	
		件数	人数	件数	人数	件数	人数
ホー ル		25	3,240	186	17,681	233	20,574
視 聴 覚 室		300	7,080	264	6,013	272	5,396
音 楽 室		518	4,815	535	4,569	522	4,766
実 習 室		347	4,034	381	4,495	326	4,175
第 1 会 議 室		224	6,690	223	6,757	227	6,431
第 2 会 議 室		258	4,057	274	4,752	267	4,402
第 3 会 議 室		334	2,377	386	2,532	345	2,278
第 1 和 室		223	1,257	237	1,224	234	1,283
第 2 和 室		207	973	199	909	197	1,026
合 計		2,436	34,523	2,685	48,932	2,623	50,331

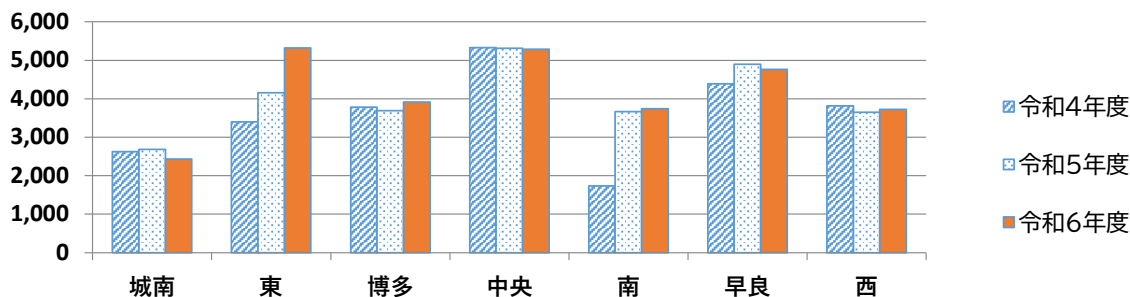
※R6年2月～R7年2月、改修工事のためホール休止

◆ 他市民センターとの利用状況比較

- ※ 城南：R6年2月～R7年2月 改修に伴いホール利用休止
- 東：R3～5年度 一部ワクチン接種会場となったため利用制限あり
- 南：R3年3月～R4年7月 大規模改修工事に伴い休館
- 西：R7年2月～ 改修に伴いホール利用休止

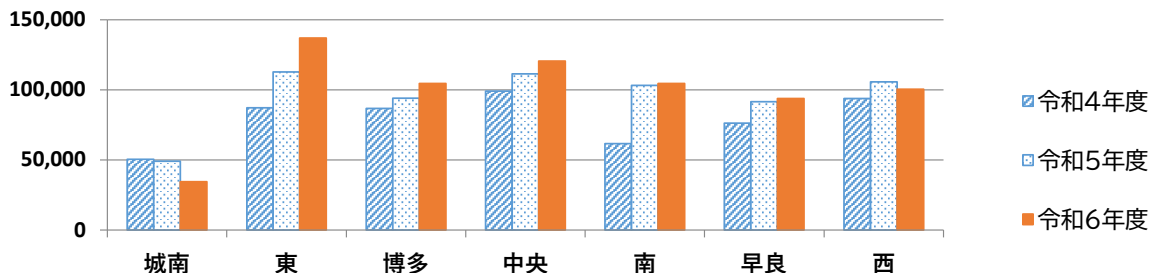
【利用件数(件)】

センター	城南	東	博多	中央	南	早良	西
令和4年度	2,623	3,395	3,782	5,327	1,736	4,390	3,817
令和5年度	2,685	4,159	3,687	5,313	3,666	4,899	3,650
令和6年度	2,436	5,317	3,918	5,288	3,740	4,761	3,722



【利用人数(人)】

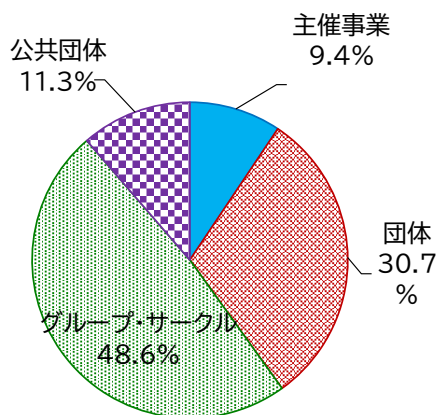
センター	城南	東	博多	中央	南	早良	西
令和4年度	50,331	87,046	86,690	98,962	61,620	76,215	93,676
令和5年度	48,932	112,663	94,017	111,459	103,079	91,452	105,570
令和6年度	34,523	137,020	104,482	120,449	104,557	93,790	100,437



◆ 利用区分別利用状況

利用区分	令和6年度		令和5年度		令和4年度	
	件数	人数	件数	人数	件数	人数
主催事業	229	3,753	299	4,734	291	4,303
団体	748	16,851	583	12,797	559	12,102
グループ・サークル	1,183	9,191	1,498	21,225	1,481	21,872
公共団体	276	4,728	305	10,176	292	12,054
合計	2,436	34,523	2,685	48,932	2,623	50,331

<件数の割合(令和6年度)>



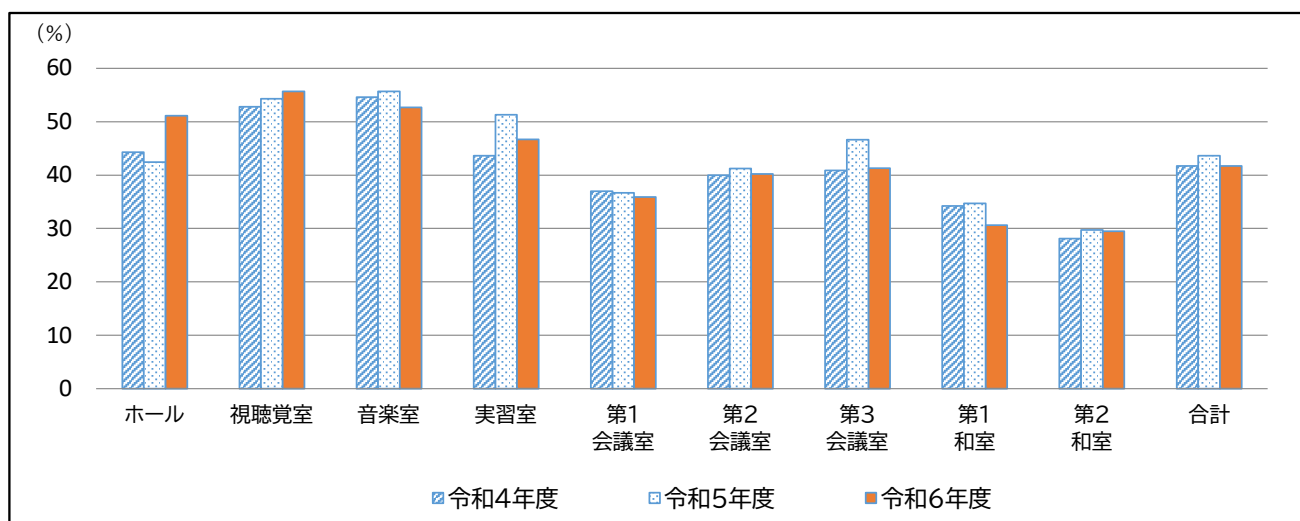
<利用区分>

- 主催事業
 - ・市民センター主催事業
- 団体
 - ・社会教育関係団体、地域団体、企業、NPOなど
- グループ・サークル
 - ・音楽、絵画、短歌、子育てなど共通の目的や趣味をもつ任意の団体
- 公共団体
 - ・主催事業を除く、本市の利用や国・県の利用

◆ 施設別利用率 (%)

年度	ホール	視聴覚室	音楽室	実習室	第1会議室	第2会議室	第3会議室	第1和室	第2和室	合計
令和4年度	44.3	52.8	54.6	43.6	37.0	40.0	40.9	34.2	28.1	41.7
令和5年度	42.4	54.3	55.7	51.3	36.7	41.2	46.6	34.7	29.7	43.6
令和6年度	51.1	55.7	52.7	46.7	35.9	40.2	41.3	30.6	29.5	41.7

※ホールは改修工事に伴い、R6年2月～R7年2月まで利用休止(上記ホール利用率は休止期間を除いた数値)



※ 利用率 : ①利用回数 ÷ ②利用可能回数

① 利用回数 : 1日の利用区分を午前、午後、夜間の3回とし、利用の形態から利用回数を算出

② 利用可能回数 : 1日の利用区分(3回)×開館日数

議題2 令和6年度及び令和7年度指定管理者事業について

令和6年度指定管理者事業

(1) 講座、講演会、研修会等

事業名	実施時期	参加者数
城南市民カレッジ人権講座（第1回）	令和6年6月22日（土）	101人
城南区人権を考えるつどい	令和6年7月26日（金）	98人
城南市民カレッジ人権講座（第2回）	令和6年9月27日（金）	54人
城南市民カレッジ人権講座（第3回）	令和6年10月29日（火）	78人
城南市民カレッジ生涯学習講座	令和6年11月 9日（土） 11月16日（土） 11月30日（土）	第1回33人 第2回27人 第3回25人 計85人

(2) 文化振興事業

事業名	実施時期	参加者数
紙ゼンマイ自動車づくり教室	令和6年5月6日（月・祝）	20人
博多人形づくり教室	令和6年8月 4日（日） 及び 8月18日（日）	24人
写真コンテスト	【募集】 令和6年11月10日（日） ～令和7年1月12日（日） 【展示】 令和7年 2月 1日（土） ～2月20日（木）	応募 42作品 来場者 約100名
シニア向け健康教室	令和6年12月20日（金）	43人
九州交響楽団メンバーによる 弦楽五重奏	令和7年 3月 2日（日）	400人

(3) その他事業

事業名	実施時期	参加者数
空き会議室を活用した子どものための 自習室の無料開放	令和6年4月～令和7年3月	延べ2,164人
サークル作品のロビー展示	令和6年 9月19日（木） ～10月16日（水） ※応募は通年実施	1団体

令和7年度指定管理者事業（実績は8月末時点）

(1) 講座、講演会、研修会等

事業名	実施時期	参加者数 (予定の場合は定員など)
城南市民カレッジ人権講座（第1回）	令和7年6月21日（土）	61人
城南区人権を考えるつどい	令和7年7月26日（土）	270人
城南市民カレッジ人権講座（第2回）	令和7年11月8日（土）	定員100人
城南市民カレッジ生涯学習講座	令和8年2月21日（土）	定員250人

(2) 文化振興事業

事業名	実施時期	参加者数 (予定の場合は定員など)
紙トンボづくり教室	令和7年5月6日（火・祝）	14人
博多人形づくり教室	令和7年8月 3日（日） 及び17日（日）	24人
シニア向け健康教室	令和7年9月19日（金）	定員60人
写真コンテスト	【募集】 令和7年11月15日（土） ～令和8年1月12日（月・祝） 【展示】 令和8年2月1日（日） ～2月20日（金）	50作品予定
クリスマスコンサート	令和7年12月21日（日）	定員500人
かえっこバザール	令和7年12月21日（日）	延べ100人程度 (予定)
幼児音楽演劇	令和8年1月24日（土） 又は25日（日）（調整中）	定員300人
クラシック講座	令和8年3月8日（日）	定員100人
九州交響楽団のメンバーによる アンサンブル	令和8年3月26日（木）	定員500人

(3) その他事業

事業名	実施時期	参加者数 (予定の場合は定員など)
空き会議室を利用した自習室等の無料開放 自習室 : 小学校6年生~高校生(高専生を含む) 生涯学習室 : 一般市民の方(但し、未学児・小・中・高、高専生を除く)	令和7年4月~令和8年3月	自習室 : 延べ965人 生涯学習室 : 延べ164人
サークル作品のロビー展示	令和7年4月~令和8年3月	—————

福岡市立城南市民センター運営審議会運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、福岡市立市民センター条例施行規則第30条第2項の規定に基づき、福岡市立城南市民センター運営審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 審議会の委員の定数は、15人以内とする。

(委員の任期)

第3条 審議会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 審議会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員のうちから互選する。

3 委員長は、審議会を総理し、審議会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、館長が必要と認めるときに招集する。

2 委員長は、会議の議長となり、議事を司る。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この要綱の施行の際、現に審議会の委員である者は、この要綱の施行の日に第3条の規定による審議会の委員になったものとみなし、その任期は同条の規定による残任期間と同一の期間とする。

福岡市立城南市民センター運営審議会傍聴要領

(傍聴の手続)

第1条 運営審議会の会議を傍聴しようとする者は、会議の開催の15分前までに整理番号票（別紙様式）の交付を受け、係員の指示に従って、傍聴席に着かなければならない。

(定員)

第2条 傍聴を希望する者が定員（10名）を超える場合には、抽選により決定する。

(入場の制限)

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、入場することができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすと認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第4条 傍聴人は、次の事項を守らなければならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れないこと。
- (2) 私語、談話、拍手等をしないこと。
- (3) 議事に批評を加え、又は賛否を表明しないこと。
- (4) 携帯電話、パソコン等の情報通信機器の電源を切ること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、会議の妨害となるような行為をしないこと。

(撮影等の禁止)

第5条 傍聴人は、傍聴席において写真等を撮影し、又は録音をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た者は、この限りではない。

(退場)

第6条 傍聴人は、公開できない議事の場合、又は議長から退場を命じられたときは、速やかに退場しなければならない。

(その他の指示)

第7条 この要領に定めるもののほか、傍聴人は議長の指示に従わなければならない。

福岡市立市民センター運営方針

近年の少子・高齢化や国際化・情報化の進展による社会の急激な変化に伴い、さまざまな社会課題が生じており、価値観や行動の多様化も急速に進んでいます。これらに対応するためにも、学習の重要性はますます高まっています。

このような状況の中、市民一人ひとりが生涯にわたって生きがいを持ち、充実した生活を営むことができる社会の実現のためには、これまでの経験や知識を活かしながら人々がともに学び合う学習機会や、学ぶ人が学習している自覚を持ち、その成果を実感することで次の学習への意欲につながるような体験、学習成果の還元による地域コミュニティのさらなる活性化などが求められます。

これらを踏まえ、市民センターにおいては、市民一人ひとりが豊かで充実した人生を送るうえで、生涯にわたる「学び」が重要であることをしっかりと認識し、「学びの楽しさ」を実感できるよう、利用者の立場に立った生涯学習を支援する事業や、人権教育・啓発に関する事業を実施するとともに、学習機会の情報を発信するなど、今後とも市民から親しまれる施設運営に努めてまいります。

1 講座、講演会、研修会等の開催に関する事業

市民が生涯にわたって行う自主的な学習活動を推進・支援するとともに、市民一人ひとりが社会の一員として、地域の中で主体的に学び、その成果をコミュニティや新たなまちづくりに活かすことができるよう、多様な機関・団体等とも連携しながら、事業の充実に取り組みます。

また、人権講座や人権の集い等の事業実施にあたっては、区においても積極的に関わりながら、しっかりと取り組みます。

2 音楽、演劇、美術その他芸術の発表会等の開催及びその奨励に関する事業

優れた文化芸術を身近に感じ、地域における文化・芸術の振興を図るとともに、指定管理者が持つ民間企業の知識と経験を活用し、文化芸術の奨励に繋がる企画事業を推進します。

3 施設の管理運営の充実

市と指定管理者が連携を図りながら、サービスの向上に努め、利用者に親しまれる施設を目指すとともに、適切な施設の維持管理を行うなど、安心・安全な管理運営を行います。